

28環改保第93号
平成28年4月26日

各 位

東京都環境局

環境改善部長 木村 尊彦



平成28年度東京都省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵機器
導入費補助事業の実施について

日頃から、東京都の環境行政に御理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

東京都は、冷凍冷蔵機器の使用時のフロン類の漏えいを抑制し、地球温暖化などの地球への負荷を減らしていくことを目的とし、省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵機器（省エネ型ノンフロンショーケース）の導入を行う中小事業者等に対する補助事業を、昨年度に引き続き実施いたします。

本年度においても、当該機器導入の際の事業者負担を軽減するため、国補助との併用で都補助にも御申請いただけるようになっていきます。

貴団体の会員様に、本補助事業をぜひ御利用いただけますよう、会員誌への掲載など会員様への周知等の御協力をよろしくお願いいたします。

補助事業の詳細ホームページ

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/index.html>

（都のフロン対策のホームページ内「省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵機器 補助」に詳細をご案内しています。）

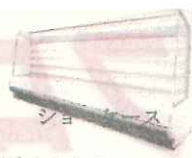
【お問合せ先】

東京都環境局環境改善部

環境保安課フロン対策担当

電話 03-5388-3471（直通）

ノンフロン機器の導入をご検討ください!



地球環境を破壊するフロン類の漏えい防止

冷凍空調機器に冷媒として使用されているフロン類は、大気中に漏れてしまうと、地球温暖化等に地球環境に悪影響を及ぼします。漏えいを防止するため、法定点検等の取組が必要です。

! 地球環境のためにもノンフロンです!

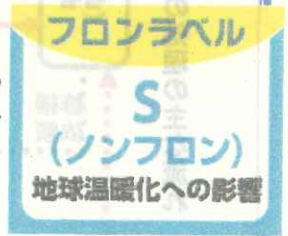
次のノンフロン機器に都補助金が出ます

【補助の内容（28年度分）】

- ① 補助対象者 中小事業者及び個人の事業者（中小事業者等へのリース事業者を含む）
- ② 補助対象機器 省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵機器（省エネ型ノンフロンショーケース）
（フロン類ではなく自然冷媒を使用した省エネ型※の機器であって、別置型ショーケースを付随したものであること。） ※同冷凍能力のフロン機器との消費電力比で5%以上削減するもの。
- ③ 補助金の額及び限度額

	都補助のみ	補助対象経費の1/3
	国と都の補助	いずれか低い方の額 ア 国の補助額の1/2の額 イ 補助対象経費から同規模フロン冷凍冷蔵機器を導入した場合の経費と国の補助額を差し引いた残額

（上限額 1台あたり666万7千円 かつ 1事業者あたり5,000万円
 区市町村等から補助金がある場合はその額を引き、上限額まで）
- ④ 申請期間 平成28年5月9日（月曜日）から平成29年2月28日（火曜日）まで
- ⑤ 補助要件
 - ア 冷凍冷蔵機器の買替えであること。
 - イ 既設の機器の耐用年数が経過していること。
 - ウ ショーケースの見やすい位置にノンフロン機器であること、及び店舗の入り口等にノンフロン機器を設置していることを掲示できること。
 - エ 省エネ性能などのアンケートに協力できること。
 - オ 平成29年3月13日までに設置が完了すること。
- ⑥ 補助対象経費 補助対象機器の設置に係る経費（工事費等を含む）



制度詳細ホームページ <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/index.html>

■ 一定のノンフロン製品を取得した場合に、固定資産税（償却資産）の軽減が受けられます。詳しくは課税される市町村（23区においては都税事務所）へお問い合わせください。

フロン類 (ノンフロン機器は対象外です) は適切な管理が義務付けられています

フロンが入った機器を設置する

第一種特定製品の損傷等を防止するため、適切な場所への設置や設置環境の保全が必要です。

◆ 設置時 ◆	◆ 設置環境の保全 ◆
周辺に振動が発生する機器がない場所を選定 点検・整備に必要な作業空間や通路を確保	設置時の環境（作業空間や通路）を維持 定期的に機器やその周辺の清掃を実施

フロンが入った機器を管理する

- ★ 機器を使用している時
簡易点検（全ての業務用機器）・定期点検（一定規模以上の業務用機器）の実施
- ★ フロンの漏えいを発見した時
速やかに漏えい箇所を特定し、修理（機器の修理をせずに充填することは原則禁止）
この際のフロンの回収・充填は都に登録のある「第一種フロン類充填回収業者」に依頼
- ★ 点検や修理をした後
点検・修理・充填・回収に関する履歴を記録し、その記録を保存（機器を廃棄するまで）
- ★ 漏えい量の報告
算定漏えい量が二酸化炭素に換算して 1000 t 以上となった場合は国へ報告

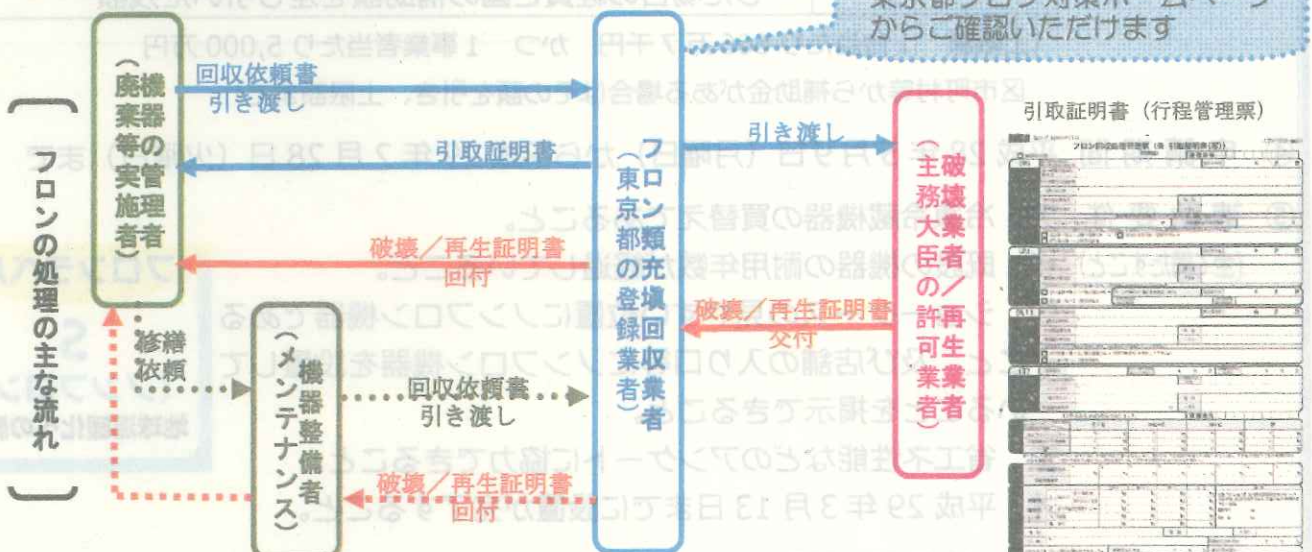
フロンが入った機器を廃棄する

機器の撤去・建物解体に伴ってフロン類を大気に放出しないように適切に回収！

■ 機器を廃棄する方は

- 機器中の冷媒フロン類を都道府県知事の登録を受けた充填回収業者に引き渡し
- 回収を依頼する書面を交付、その写しを保存（3年間）
- 充填回収事業者から交付された引取証明書を保存（3年間）
- フロン類の回収・運搬・処理等に要する費用を負担
- 破壊証明書／再生証明書で処理を確認

東京都フロン対策ホームページからご確認いただけます



フロンのみだり放出の禁止

- 業務用の冷蔵・冷凍・空調機器から冷媒フロン類をみだりに大気中に放出することは禁止
- 違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象